You'll Never Walk Alone

大島社協ボランティアセンター からのお知らせ

かわら版　No.045
（平成 28 年 8 月 29 日）

みなさん、こんにちは。大島社協ボランティアセンターです。
ボランティアセンターでは、現在、かわら版配布などボランティアで協力下さる方々と共に活動を行っています。お困り事や相談事などお気軽にご相談下さい。

● お問い合わせ・ご相談は
生活支援相談員（草野）　2-3773　開所時間 / 8:30～17:15 土日・祝祭日は休み

9 月になります

秋刀魚や茄子、栗など実りの秋を迎える9月。テレビやラジオの天気予報では台風の情報が毎日伝えられるようになりました。大雨や強い風などに気をつけたいこの季節。今一度、防災の備え、準備をお願いします。

普段の備え
・自分の避難場所、行き方、危険箇所を確認しておきましょう。
・大島町ハザードマップ、警戒避難体制の基準を確認しましょう。

台風が近づいた時の備え
・家の周りで飛びそうなものは、固定するか片付けましょう。
・テレビ、ラジオなどで気象情報を収集しましょう。
・避難する時に必要な物をまとめて、持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

避難について
・防災行政無線の内容や消防団員の指示に従いましょう。
・危険な場所には近づかないようにしましょう。
・夜間に大雨が予想される時は余裕をもって明るいうちに自主避難しましょう。
・避難する時は近所で声を掛け合いましょう。
・外に出ると危険と感じた時は、２階など安全な場所で身を守りましょう。

こんな方は町役場防災対策室にお問い合わせ下さい。
・どこに避難すればいいのかしら？
・大島町ハザードマップや警戒避難体制の基準がわからない。
・防災行政無線の音が鳴らない。　　大島町役場防災対策室　２－００３５

御神火スカイライン開通！

復旧・土砂対策工事が進んでいた通称「御神火スカイライン」。
約２年 11 ヶ月間通行止めとなっていましたが、平成 28 年 9 月上旬開通となります。

台風26号による生活再建支援金等制度のおさらい

平成 25 年台風 26 号土砂災害の被害に遭われた方々に対する生活再建支援金制度をあらためてまとめました。申請期限の近づいている支援金制度もありますので、今一度ご確認ください。

●お問い合わせ・ご相談は
大島町役場土砂災害復興推進室　2-1470

■ 被災者生活再建支援金（加算支援金・国制度）

● 対　象
・居住する住宅が全壊（減失）した世帯
・居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅を止むを得ず解体する世帯
・居住する住宅が大規模半壊した世帯
・被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定を受けた世帯

● 支援内容（加算支援金）　＊単数世帯は 3/4
・建設，購入：200 万円　・補修：100 万円　・賃借：50 万円

● 申請期限
平成 28 年 11 月 15 日まで

■ 被災者生活再建支援金（都制度）

● 対　象
・住宅が半壊し、住宅の建設、購入、補修又は賃借を行った世帯
＊ただし、賃借していた世帯については、住宅被害が原因で引き続き居住出来なくなったことを条件とする。

● 支援内容　＊単数世帯は 3/4
・建設，購入：200 万円　・補修：120 万円　・賃借：80 万円

● 申請期限
平成 29 年 3 月 31 日まで

■ 大島町住宅再建支援補助金（町制度）

● 対　象
台風 26 号土砂災害によって被災した住宅を補修または建設・購入する者であり、次のすべてに該当する場合。
・被災した住宅が居住する住宅であった場合（非住家は含まない）
・現に被災した住宅に住んでいた者
・り災証明が半壊以上
・持ち家，借家は問わない

● 支援内容
・建設，購入：実費額の 10 分の 10 とする。（上限額 300 万円）
・補修　　：実費額の 10 分の 10 とする。（上限額 100 万円）

● 申請期限
平成 28 年 11 月 15 日まで

社会福祉法人　大島社会福祉協議会　　100-0101 東京都大島町元町２－１－４　TEL　04992-2-3773
公式サイト＝http://oshima.vc/　公式Facebook ＝https://www.facebook.com/oshima.saigaivc